



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の 一部改正について

今般、酸素及び窒素の価格の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第97号) が公布され、令和元年10月1日から適用されること等に伴い、下記のとおり改正し、 同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療 機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添 1 の第 2 章第 9 部 J 2 0 1 (1) 中「0.31円」を「0.32円」、「0.41円」を「0.42円」、「2.31円」を「2.36円」、「0.28円」を「0.29円」、「0.46円」を「0.47円」、「0.62円」を「0.63円」及び「3.09円」を「3.15円」に改める。
- 2 別添1の第2章第9部J201(16)中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」 を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」及び「105分の108」を「108分の110」 に改める。
- 3 別添1の別紙様式25中「平成」を「令和」に改める。
- 4 別添1の別紙様式25中[記載上の注意事項]を1の前とし、[記載上の注意事項] 2中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年 9月30日」、「105分の108」を「108分の110」に改め、なお書に下線を引く。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成30年3月5日保医発0305第1号) の一部改正について (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部~第8部 (略)	第1部~第8部 (略)
第9部 処置	第9部 処置
J000~J200 (略)	J 0 0 0 ∼ J 2 0 0 (略)
J201 酸素加算	J 2 0 1 酸素加算
(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸	(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸
素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」(平成2	素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」(平成2
年厚生省告示第41号)により定められており、その単価	年厚生省告示第41号)により定められており、その単価
(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とす	(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とす
る。)は、次のとおりである。	る。)は、次のとおりである。
ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合	ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合
液体酸素の単価	液体酸素の単価
定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価	定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価
1 リットル当たり0. 19円	1 リットル当たり0. 19円
可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価	可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価
1 リットル当たり <u>0.32円</u>	1 リットル当たり0.31円
酸素ボンベに係る酸素の単価	酸素ボンベに係る酸素の単価
大型ボンベに係る酸素の単価	大型ボンベに係る酸素の単価
1 リットル当たり0.42円	1 リットル当たり0.41円

小型ボンベに係る酸素の単価

小型ボンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり2.36円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合 液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽 (CE) に係る酸素の単価 1 リットル当たり0.29円

可搬式液化酸素容器 (LGC) に係る酸素の単価 1 リットル当たり0.47円

酸素ボンベに係る酸素の単価 大型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり0.63円

小型ボンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり3.15円

 $(2) \sim (15)$  (略)

(16) (5)、(7)及び(11)に掲げる対価については、<u>平成30</u> <u>年1月1日から令和元年9月30日</u>までの間に医療機関が 購入したものについては、当該対価に<u>108分の110</u>を乗じ て得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

第10部~第13部 (略)

第3章 (略)

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書(令和年度)

「記載上の注意事項〕

1 (略)

2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載すること。

なお、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療 機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じ て得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。 1リットル当たり2.31円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合 液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽 (CE) に係る酸素の単価 1 リットル当たり0.28円

可搬式液化酸素容器 (LGC) に係る酸素の単価 1 リットル当たり0.46円

酸素ボンベに係る酸素の単価 大型ボンベに係る酸素の単価

1リットル当たり0.62円

小型ボンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり3.09円

 $(2) \sim (15)$  (略)

(16) (5)、(7)及び(11)に掲げる対価については、<u>平成25</u> <u>年1月1日から平成26年3月31日ま</u>での間に医療機関が 購入したものについては、当該対価に<u>105分の108</u>を乗じ て得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

第10部~第13部 (略)

第3章 (略)

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書(平成 年度)

 $1 \sim 3$  (略)

「記載上の注意事項〕

1 (略)

2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載すること。

なお、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

$1 \sim 3$ (略)	
上記のとおり届出します。 <u>令和</u> 年 月 日 (略)	上記のとおり届出します。 <u>平成</u> 年 月 日 (略)

## 酸素の購入価格に関する届出書(令和 年度)

## [記載上の注意事項]

- 1 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酸素について記載すること。
- 2 対価は、実際に購入した価格(消費税を含む。)を記載すること。 <u>なお、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。</u>
- 1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	定置式液化酸素貯槽 (CE)		可搬式液化酸素容器 (LGC)		大型ボンベ (3,000L超)		小型ボンベ (3,000L以下)	
<del>期</del> 八千万	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
計								
単価								

2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合(当該診療月前の酸素の購入実績)

購入年月	定置式液化酸素貯槽 (CE)		可搬式液化酸素容器 (LGC)		大型ボンベ (3,000L超)		小型ボンベ (3,000L以下)	
期八十万 	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年 月								
単価								

## 3 その他

購入業者名	種類(液化酸素、ボンベ)

医療機関コード	

所在地 保険医療機関 名 称 開設者

印